高知市農業用資材高騰緊急対策給付金給付事業とは

どんな方が対象に
なるのかな

ぜひご活用ください。

★ 以下の要件をすべて満たす方です

□高知市に住所を有すること
（農業法人にあっては，高知市に本店又は主たる事務所を有していること）
□令和４年（農業法人にあっては令和４年４月１日を含む事業年度）における農産物の販売金額が 50 万円以上であること
□給付金の給付を受けた後も営農を継続する意思があること
□市税等の滞納がないこと

申請に必要な書類

1. 確定申告書（以下参照）

区 分	添 付 書 類
青色申告の方	□⑴ 令和4年分所得税青色申告決算書(農業所得用)1ページ目(写し)
白色申告の方	□⑴ 令和4年分収支内訳書(農業所得用)1ページ目(写し)
農業法人	□⑴ 令和4年4月1日を含む事業年度の確定申告書類のうち，農産物販売金額が確認できる部分(写し)
上記に該当しない方	□⑴ 令和5年度市民税･県民税の申告書(写し) □⑵ 令和4年分収支内訳書(写し)

2. 住民票（申請日以前6か月以内に発行されたもの）

※農業法人の場合，住民票は不要ですが，履歴事項全部証明書の写しをご提出ください。

3. 振込先口座が分かる通帳等（通帳の表面と見開きページの写し）

手続きの流れ(書類提出から給付まで)

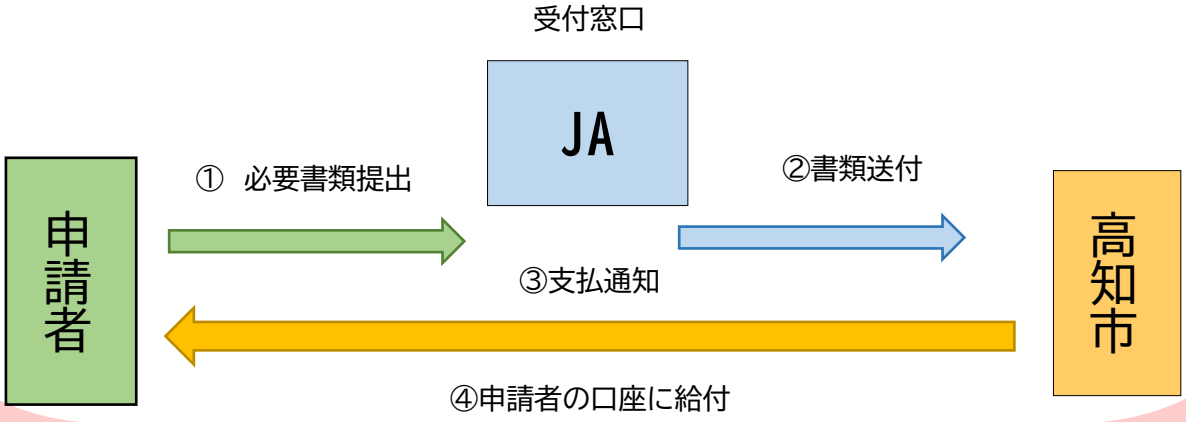

農業用資材高騰下における営農継続を支援します！

高知市農業用資材高騰

緊急対策給付金

【給　付　額】令和4年分確定申告における農産物販売金額の 1%

※上限 10 万円

【申請受付】令和5年 10 月 2 日～令和5年 12 月 28 日

【対　象　者】高知市に在住の販売農家（農業法人含む）

□令和4年分確定申告における農産物販売金額が 50 万円以上

□農業経営を継続する意思があること

※農協組合員以外の方，
高知市外に圃場をお持ちの方でも，
高知市在住の農業者の方は対象になります。
詳細は裏面をご覧ください。

高知市役所農林水産課
高知市本町5丁目1-45　第二庁舎2階　☎088-823-9458

【お問い合わせ先】
JA 高知市　本所　営農指導課　　高知市高須東町 4-8　☎088-883-6579